

地方分権に関する決議

平成 19 年 4 月に地方分権改革推進法が施行され、同法に基づき第 2 期地方分権改革が始まった。今期の地方分権改革においては、国と地方の役割分担を徹底的に見直し、基礎自治体への権限移譲を拡大する方向で議論が進められており、平成 21 年度中に「地方分権一括法案（仮称）」が国会へ提出される見通しである。

今後、地方分権改革の推進により、基礎自治体の自由度が拡大されるとともに、自治立法権、自治行政権、自治財政権を有する「地方政府」の確立が求められる。また、住民参加及び情報共有を今まで以上に促進し、地域の特性に応じたまちづくりが必要となってくる。

このような状況から、地域の中核都市としての役割を担う本市においても、地方分権改革及び新たな大都市制度の創設を見据えて十分な体制整備を行い、行政能力及び議会機能の充実強化に努めることが必要不可欠である。

よって、本市議会は、今後の地方分権改革に向けて、下記の事項について早急に対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 今後の地方分権改革に対する本市としての基本方針を明確にすること。
- 2 地方分権に係る調査研究、調整及び情報発信等をより積極的に行うため、一元的に担う組織の整備を行うこと。
- 3 北海道及び本市の置かれている特殊性を勘案し、地方分権を一層推進するため、権限移譲だけでなく、その在り方の検討を含め、これまで以上に北海道との協議を進め、併せて連携強化を図ること。
- 4 大都市制度における指定都市の在り方について、都市の規模及び中核的役割も考慮し、指定都市間で連携を図りながら検討を進めること。
- 5 地方分権改革の進展が市民生活に与える影響や本市の取組について、市民に対する情報発信及び情報公開を一層推進すること。
- 6 「地方政府」において重要な役割を担う議会に対し、立法機能及び調査研究機能などの議会機能の強化に向けて特段の配慮を行うこと。

以上につき、決議する。

平成 20 年（2008 年）12 月 11 日

札幌市議会

（提出先）札幌市長

（提出者）税財政・地方分権調査特別委員会